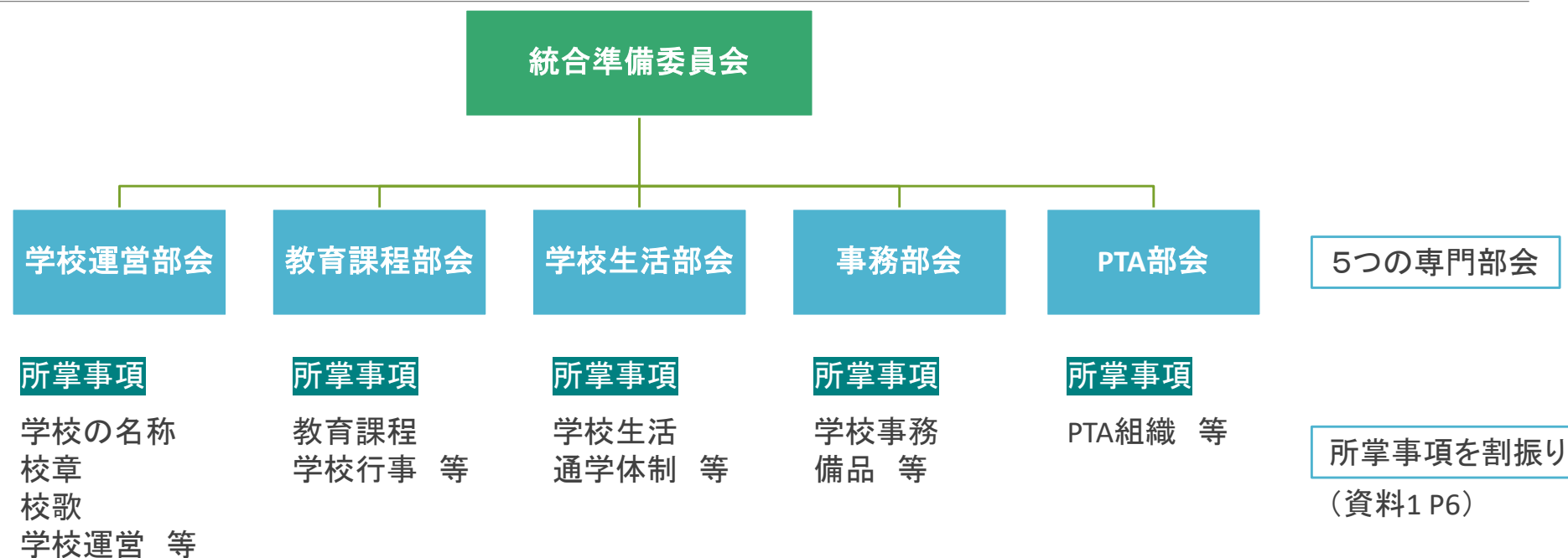


資料 2

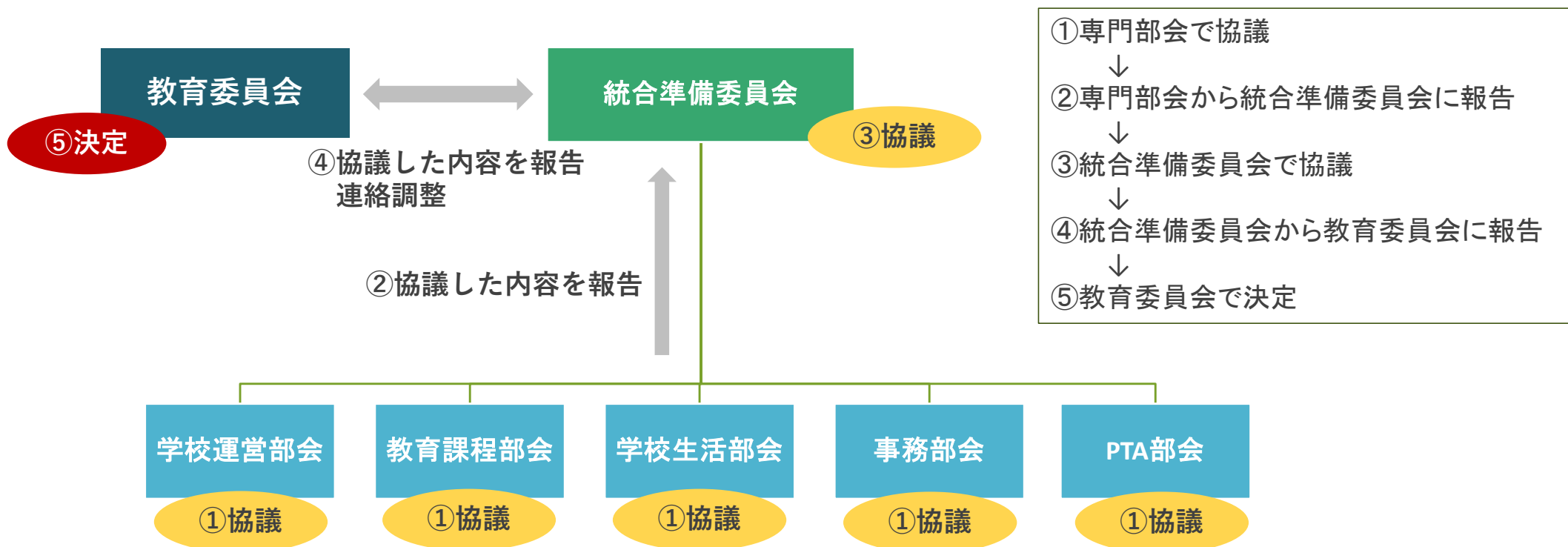
議題（2）

専門部会の設置と部会員の推薦について

1. 専門部会の設置



2. 統合準備委員会と専門部会の役割



3. 専門部会の構成員

学校運営部会

	本庄東小 小学校区	藤田小 小学校区	仁手小 小学校区
学校長	1人	1人	1人
PTA代表	1人	1人	1人
未就学児保護者 代表	1人	1人	1人
学校運営協議会 代表	1人	1人	1人
自治会 代表	1人	1人	1人

教育課程部会

	本庄東小 小学校区	藤田小 小学校区	仁手小 小学校区
教職員代表	2人	2人	2人

学校生活部会

	本庄東小 小学校区	藤田小 小学校区	仁手小 小学校区
教職員代表	1人	1人	1人
PTA代表	1人	1人	1人
未就学児保護者 代表	1人	1人	1人
学校運営協議会 代表	1人	1人	1人
自治会 代表	1人	1人	1人

3. 専門部会の構成員

事務部会			
	本庄東小 小学校区	藤田小 小学校区	仁手小 小学校区
教職員代表	2人	2人	2人

P T A 部会			
	本庄東小 小学校区	藤田小 小学校区	仁手小 小学校区
教職員代表	1人	1人	1人
PTA代表	1人	1人	1人
学校運営協議会 代表	1人	1人	1人

4. 推薦を依頼する専門部会

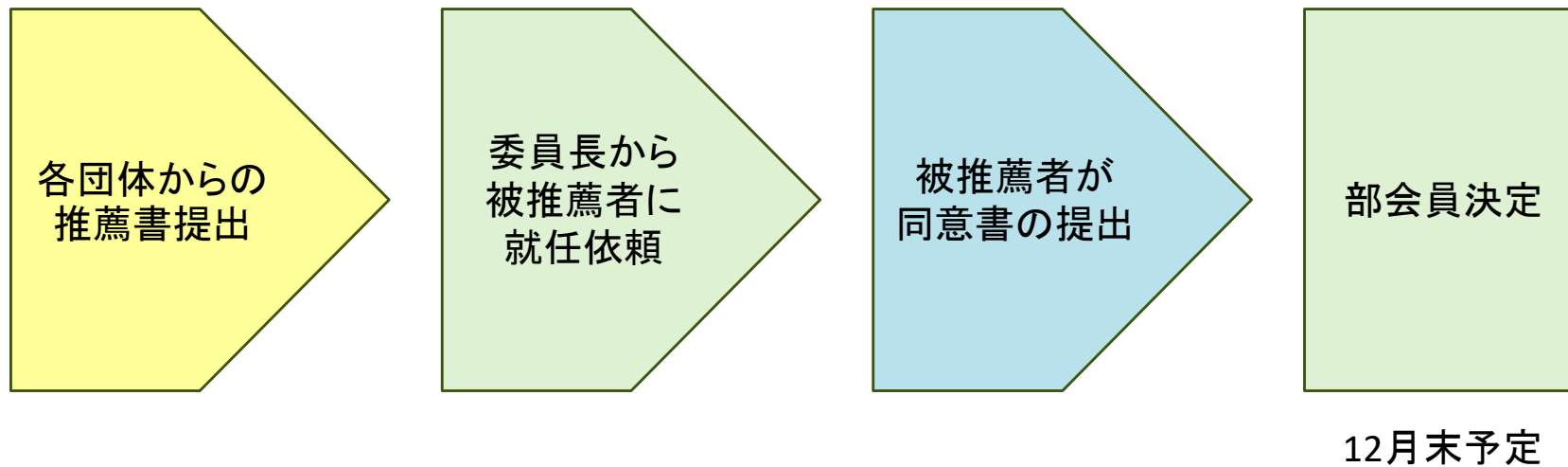
設置する 5 つの専門部会のうち、

学校運営部会 **教育課程部会** **学校生活部会** の 3 つの専門部会については、
協議を開始するため、部会員を決定します。

事務部会 **PTA部会** については、令和 9 年度以降の協議開始を予定していますので、
協議開始前に部会員を決定します。

5. 部会員推薦の流れ

専門部会の委員は要綱により統合準備委員会の委員長が指名するため、各団体から推薦された者に委員長から就任依頼をします。



※推薦書の提出状況によって就任依頼の発送が前後します。

6. 推薦を依頼する団体

各団体に依頼する部会員の人数

団体	推薦依頼者	依頼する専門部会と部会員の人数		
		学校運営部会	教育課程部会	学校生活部会
各小学校	学校長	1名（学校長）	2名（教職員）	1名（教職員）
各小学校PTA	PTA会長	1名	-	1名
各小学校学校運営協議会	学校運営協議会会長	1名	-	1名
各小学校区自治会	自治会連合会長	1名	-	1名

※学校運営部会及び学校生活部会の未就学児保護者代表の部会員については、統合準備委員会の未就学児保護者代表の委員に兼任していただくか公募を実施します。

	学校運営部会	教育課程部会	学校生活部会
各小学校区未就学児保護者	1名	-	1名

7. 推薦書の提出について

推薦書の提出期限は、
令和7年12月5日（金）までをお願いします。

提出方法　：窓口（学校教育課　市役所4F）
各小学校経由
Mail（gakkou@city.honjo.lg.jp）

提出は本日お配りした用紙またはデータをお願いします。
（本日様式をメールで送付します）